

ウィークリースタンス実施要領（工事）

1. 目的

受発注者間において、休日取得・時間外縮減のため労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

2. 対象

福岡市が発注する公共工事を対象とする。ただし、緊急を要する工事（災害復旧工事など）は除く。

3. 取組内容

定時退社などの労働環境改善の取組みが各企業で異なること、工事の内容による特性があることから、以下に示す項目を参考として、受発注者間で協議のうえ、取り組むこととする。

【取組項目】

- ①休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- ②休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- ③昼休みや16時以降の打合せ、現地立会を行わない
- ④打合せ、現地立会の開始時間を9時や昼休み後すぐに設定しない
（打合せ、現地立会の開始時間は移動時間等を考慮する）
- ⑤作業内容に見合った作業期間を確保する
- ⑥ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- ⑦Webによる打合せを積極的に導入する
- ⑧上記以外で、任意で設定する取組（受発注者で合意した事項）

4. 取組みの進め方

当初打合せ時に、受発注者間で取組内容を協議し、互いに心掛けて取り組むものとする。ただし、緊急時など状況に応じて柔軟に対応するものとする。

5. 特記仕様書への記載

対象工事については、その旨を特記仕様書に記載する。

記載例

第〇〇条

本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。

実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき実施するものとする。

附則

適用・令和 6年10月 1日 制定